

平成22年度税制改正（非課税等特別措置）見直し事項

（ 廃止 ・ 縮減 ）

No	8	府省庁名 国土交通省	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税（外形）不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（都市計画税）		
見直し項目名	阪神・淡路大震災の被災家屋に代わる代替家屋に係る軽減措置の廃止		
見直し内容（概要）	<p>震災復興土地区画整理事業及び震災復興市街地再開発事業を実施する特定地区において、阪神・淡路大震災により滅失・損壊した住宅の所有者等が、これに代わるものを取得した場合において、固定資産税及び都市計画税の当初4年間は2分の1を、その後2年間は3分の1を軽減する軽減措置を廃止する。</p>		
関係条文	<p>地方税法第352条、第367条、第702条の8 地方税法附則第16条の2第10項、地方税法施行令附則第12条の2第11項・第12項・第28項、 地方税法施行規則第7条の2第13項</p>		
廃止又は縮減の理由	<ul style="list-style-type: none"> 阪神・淡路大震災の発生から10年以上が経過し、特例の対象地区における震災復興土地区画整理事業及び震災復興市街地再開発事業がほぼ終了しており、関係地方公共団体において要望の意向がないことから、被災者の生活再建等による被災地域の復興支援という政策目的と照らし合わせると「合理性」が認められると言い難い。 		
増収見込額	2.4		（単位：百万円）